

令和6年度寒河江市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、寒河江市骨髄移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、令和6年度において、骨髄等の提供が完了した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等の提供が完了した日（以下「骨髄等提供日」という。）に市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 他の法令等により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者であること。
- (3) 骨髄等の提供を行うための休暇制度が導入された事業所又は事務所に勤務する者でないこと。
- (4) 市税等の滞納がない者であること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は医師等との面接（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医学的処置によって生じた健康被害に係る医学的処置並びに手術及びその他の治療のための通院、入院又は医師等との面接を除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院

(3) 骨髄等の採取のための入院

(4) その他骨髄等の提供に必要な通院等であって骨髄バンク又は医療機関が必要と認めるもの

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、寒河江市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類

(2) 申請者が骨髄等提供日に医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者であったことを証する書類（医療保険証の写し）

(3) 振込先通帳の写し

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに必要な審査を行い、助成金の交付の可否を決定するとともに、その結果を寒河江市骨髄移植ドナー助成金交付決定通知書（様式第2号）又は寒河江市骨髄移植ドナー助成金不交付通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

寒河江市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

寒河江市骨髓移植ドナー助成金交付申請書兼請求書

寒河江市骨髓移植ドナー助成金の交付を受けたいので、令和6年度寒河江市骨髓移植ドナー助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請（請求）します。

1 申請内容

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
骨髓等採取日 時点での住所	〒	
申請金額	円	
採取日	年 月 日	
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日分）	

2 請求内容（次の口座に振込みを依頼します。）

振込口座	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 出張所							
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号								
	※ゆうちょ銀行 の場合	記 号	番 号								
	フリガナ										
口座名義人											

※申請者本人以外の口座には振込できません。

3 確認事項

- ☐私は、他の法令等による補助金等の交付は受けていません。
- ☐私の所属する「企業・団体等」には、ドナー休業（休暇）制度がありません。
- ☐私は、審査に必要な情報（住民基本台帳・市税納付状況）の確認及び調査に同意します。

氏名： _____

*添付書類

- ・（公財）日本骨髓バンクが発行する証明書
- ・申請者が加入する医療保険証の写し ・振込先通帳の写し

第 号
年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市骨髓移植ドナー助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました寒河江市骨髓移植ドナー助成金について、
下記のとおり交付することに決定しましたので、令和6年度寒河江市骨髓移植ドナー助成金
交付要綱第5条の規定により通知します。

記

助成金交付決定額 金 _____ 円

第 号
年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市骨髓移植ドナー助成金不交付通知書

年 月 日付けで申請のありました寒河江市骨髓移植ドナー助成金について、
下記の理由により申請却下しましたので、令和6年度寒河江市骨髓移植ドナー助成金交付要
綱第5条の規定により通知します。

記

不交付の理由